薬食発第 0302010 号 平成19年 3月 2日

## 各都道府県知事 殿





長期使用尿管用チューブステント承認基準の制定について

薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条第1項又は第19条の2第1項に基づく長期使用尿管用チューブステントの製造販売承認申請(法第14条第9項(第19条の2第5項において準用する場合を含む。)に基づく承認事項の一部変更申請を含む。)についての承認審査については、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、貴管下関係団体、関係業者等に対し周知をお願いしたい。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会長、在日米国商工会議所医療機器・IVD小委員会委員長及び欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長あて送付することとしている。

記

#### 1. 制定の内容

平成17年2月16日付け薬食発第0216002号「医療機器の製造販売承認申請について」における承認基準として、長期使用尿管用チューブステントに関する基準を別添のとおり定めるものであること。

# 2. 承認基準の不適合品の取扱いについて

承認基準の「適用範囲」に該当する長期使用尿管用チューブステントであって、当該承認基準に適合しないものについては、個別に品質、有効性及び安全性が十分なものであることを示す資料が提出されたときには、当該資料に基づき審査を行うものであること。

### 3. 既承認品の取扱いについて

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第9

6号) 第2条による改正前の薬事法に基づき承認された長期使用尿管用チューブステントであって、法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定に基づく承認を受けたものとみなされるもののうち、今般制定する承認基準に適合しないものについては、承認基準に適合させるための承認事項の一部変更申請を別途行う必要はないものとすること。

なお、この場合において、今後行われる承認事項の一部変更申請は、平成17年2月16日付け薬食発第0216002号「医療機器の製造販売承認申請について」における承認基準なし(承認基準不適合)の取扱いとなることに留意すること。

## 4. 基本要件適合性チェックリストの取扱いについて

承認基準の別紙に示す基本要件適合性チェックリストの取扱いについては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による承認審査においても、平成17年3月31日付け薬食機発 0331012号「指定管理医療機器の適合性チェックリストについて」と同様の取扱いとすること。

# 長期使用尿管用チューブステント承認基準

薬事法第2条第5項から第7項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。)別表第1第380号に規定する長期使用尿管用チューブステントについて、次のように承認基準を定め、平成19年3月2日から適用する。

長期使用尿管用チューブステント承認基準

## 1. 適用範囲

クラス分類告示に規定する長期使用尿管用チューブステントのうち、コーティングを有しないもの又は操作性などへの物理的効果を期待して、原材料を製品表面に物理的あるいは化学的に接着させる処理、染み込ませる処理若しくは本品の表面に潤滑剤を塗布する処理によるコーティングを有するもの。ただし、以下の処理を施したコーティングを有するものを除く。

- ・薬理的効果(抗菌性、抗血栓性を含む)を期待したコーティング
- ・既に承認されたコーティング原材料とは異なる化学構造からなるコーティング
- ・既に承認されたコーティングとは明らかに異なる物理的効果を期待したコーティング

#### 2. 技術基準

日本工業規格 T3270(長期使用尿管用チューブステント)に適合すること。

コーティングを施すものについては、一般的な例として次の事項を考慮すること。

製品表面にコーティングが施されている場合は、コーティングを施した箇所を明示し、コーティングにより期待される物理的効果(例えば、滑り易さ又は滑り難さ)に係わる評価を実施すること。さらに、コーティングを施した外表面に異常がないことを目視又は顕微鏡下にて確認すること。

また、次の対応を行うこと。

- ① 尿管ステントに係わる自主点検等について (薬食審査発第 0201001 号及び薬食安発 第 0201001 号平成 17 年 2 月 1 日) の必要な情報を添付文書に記載すること。
- ② 長期使用尿管用チューブステントの推奨最長留置期間を添付文書に示し、必要に応じ関連資料を添付すること。

## 3. 使用目的、効能又は効果

使用目的、効能又は効果は、長期的使用を目的として、腎う(盂)・尿管に挿入・留置して、排膿、排液、洗浄などに用いられるものであること。

# 4. 基本要件への適合性

別紙に示す基本要件適合性チェックリストに基づき基本要件への適合性を説明するものであること。

## 5. その他

構造、使用方法、性能等が既存の医療機器と明らかに異なる場合については、本基準に適合しないものとすること。

# 長期使用尿管用チューブステント 基本要件適合性チェックリスト

# 第一章 一般的要求事項

基本要件	当対機器へ の適用・不適 用	適合の方法	特定文書の確認
(設計) 第1条 医療機器 (専動物のために ) 2 を療機器 (専動物のたているに ) 2 を病している (専動的 ) 2 を表している (専動的 ) 2 を表している (事動的 ) 2 を表している (事動の ) 2 を表している (事動のの ) 2 を表している (事動の ) 2 を表している (事動のの ) 2 を表している (事動のの	適用	要す基こ 認に管施と 知ば理さる かんり かんしょう おんしょう はんしょう はんしょく はん	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)  JIS T 14971: 医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用
ければならない。 (リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製造に係不「製造販売業者等」という。)は、る製造販売業者等」という。)は器の技術に立即してばなら場で、の安険性を低減が要求されるる。ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、の	適用	認知された現内では、地域のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	JIS T 14971: 医療機器―リスクマネジメントの医療機器への適用

↑ m 46) + th 42 = 46 1 mg 1- m4 1 1			
合理的に実行可能な限り除去する			
こと。	]		
三 前号に基づく危険性の除去を行っ			
た後に残存する危険性を適切な防護			
手段(警報装置を含む。)により、実			
行可能な限り低減すること。			
11 110 8 12 / 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12			
四 第二号に基づく危険性の除去を行			
	-		
った後に残存する危険性を示すこ			
٤.			
(医療機器の性能及び機能)	適用	要求項目を包含	医療機器及び体外診断用医薬品の製
第3条 医療機器は、製造販売業者等		する認知された	造管理及び品質管理の基準に関する
の意図する性能を発揮できなけれ		基準に適合する	省令(平成16年厚生労働省令第169
ばならず、医療機器としての機能を		ことを示す。	号)
発揮できるよう設計、製造及び包装		CC 27.70	
されなければならない。		- ,	İ
(製品の寿命)	適用	西北西ロナラへ	E WELL BY WOLL AL SA DISCOURSE
(製品の舞印)   第4条 製造販売業者等が設定した医	週出	要求項目を包含	医療機器及び体外診断用医薬品の製
		する認知された	造管理及び品質管理の基準に関する
療機器の製品の寿命の範囲内にお		基準に適合する	省令(平成 16 年厚生労働省令第 169
いて当該医療機器が製造販売業者		ことを示す。	号)
等の指示に従って、通常の使用条件			
下において発生しうる負荷を受け、			
かつ、製造販売業者等の指示に従っ		認知された規格	│JIS T 14971:医療機器-リスクマネ│
て適切に保守された場合に、医療機		に従ってリスク	ジメントの医療機器への適用
器の特性及び性能は、患者又は使用		管理が計画・実	
者若しくは第三者の健康及び安全		施されているこ	
を脅かす有害な影響を与える程度		とを示す。	
に劣化等による悪影響を受けるも			
のであってはならない。			
(輸送及び保管等)	適用	要求項目を包含	医療機器及び体外診断用医薬品の製
第5条 医療機器は、製造販売業者等		する認知された	造管理及び品質管理の基準に関する
の指示及び情報に従った条件の下		基準に適合する	省令(平成16年厚生労働省令第169
で輸送及び保管され、かつ意図され		ことを示す。	号)
た使用方法で使用された場合にお			(a)
いて、その特性及び性能が低下しな			
		=n /= (-) > !=!!	
いよう設計、製造及び包装されてい			JIS T 14971:医療機器-リスクマネ
なければならない。		に従ってリスク	ジメントの医療機器への適用
		管理が計画・実	
		施されているこ	
		とを示す。	
(医療機器の有効性)	適用	認知された規格	JIS T 14971 : 医療機器-リスクマネ
第6条 医療機器の意図された有効性		に従ってリスク	ジメントの医療機器への適用
は、起こりうる不具合を上回るもの		分析が実施され	· / -   · / -   -   -   -   -   -   -   -   -   -
でなければならない。		ていることを示	
2 0.740,000 2.04.0		ていることを示し   す。	
		90	
		(五分以上 + LA=+ )	
		1	JIS T 3270:長期使用尿管用チュー
		るために、認知	ブステント
		された規格に適	要求事項
	L	l	

,

合していることをを示す。
(6) プッシャ
(7) クランプ (8) アダプタ

# 第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的特性等)	4-		-
第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、 使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。			
一 毒性及び可燃性	適用	認知された規格 に従ってリスク 管理が計画・実 施されているこ とを示す。	
		認知された規格 の該当する項目 に適合している ことを示す。	JIS T 3270:長期使用尿管用チューブステント 5.3 生物学的安全性 JIS T 0993-1:医療機器の生物学的評価一第1部:評価及び試験
二 使用材料と生体組織、細胞、体液 及び検体との間の適合性	適用	認知された規格 に従ってリスク 管理が計画・実 施されているこ とを示す。	JIS T 14971: 医療機器 – リスクマネ ジメントの医療機器への適用
		の該当する項目	JIS T 3270:長期使用尿管用チューブステント 5.3 生物学的安全性

三 硬度、摩耗及び疲労度等 適	適用	ことを示す。	JIS T 0993-1:医療機器の生物学的 評価-第1部:評価及び試験
三 硬度、摩耗及び疲労度等 適	適用	37 fn & 1, & 14 to	
三 硬度、摩耗及び疲労度等 適	適用	<b>初かななと 担め</b>	(計画一第1部:計画及び試験
三 硬度、摩耗及び疲労度等 適	<b>適用</b>	<b>刻かとしょ 担払</b>	
三 硬度、摩耗及び疲労度等 適	8用	初かさなよりは	1
	2/13	=33 TH A 71 / THE KX I	JIS T 14971:医療機器-リスクマネ
		に従ってリスク	513   14971 - 医療機器一サスクマネ   ジメントの医療機器への適用
		管理が計画・実	マグラーの人でが、1枚4時、10人週刊
		施されているこ	JIS T 3270:長期使用尿管用チュー
		とを示す。	ブステント
,			5.1.3 尿管用ステントの引張り強
			度
2 医療機器は、その使用目的に応じ、 適	6用	認知された規格	JIS T 14971 : 医療機器-リスクマネ
当該医療機器の輸送、保管及び使用		に従ってリスク	ジメントの医療機器への適用
に携わる者及び患者に対して汚染		管理が計画・実	○ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~
物質及び残留物質(以下「汚染物質」		施されているこ	
等」という。)が及ぼす危険性を最		とを示す。	- -
小限に抑えるように設計、製造及び		, , ,	
包装されていなければならず、ま			
た、汚染物質等に接触する生体組		認知された規格	JIS T 3270:長期使用尿管用チュー
織、接触時間及び接触頻度について		の該当する項目	ブステント
注意が払われていなければならな		に適合している	5.3 生物学的安全性
l V,		ことを示す。	O. O. TIM THIS TELL
			JIS T 0993-1:医療機器の生物学的
			評価一第1部:評価及び試験
3 医療機器は、通常の使用手順の中 適	9月	リスク管理が認	JIS T 14971 : 医療機器-リスクマネ
で当該医療機器と同時に使用され		知された規格に	ジメントの医療機器への適用
る各種材料、物質又はガスと安全に		従って計画・実	- West November - Mail 114
併用できるよう設計及び製造され		施されているこ	
ていなければならず、また、医療機		とを示す。	
器の用途が医薬品の投与である場			
合、当該医療機器は、当該医薬品の			
1		医薬品が投与さ	JIS T 14971 : 医療機器-リスクマネ
i ·	- 1	れる。	ジメントの医療機器への適用
l l	áする場		·
が維持されるよう、設計及び製造さ一合	(6		
れていなければならない。			
1	適用	医薬品を含有す	
として含有し、当該物質が単独で用		る機器ではな	
いられる場合に医薬品に該当し、か		ν <sub>0</sub>	
つ、当該医療機器の性能を補助する			
目的で人体に作用を及ぼす場合、当			
該物質の安全性、品質及び有効性			
は、当該医療機器の使用目的に照ら			
し、適正に検証されなければならな		į	
	h ===		
1	6月	認知された規格	JIS T 14971: 医療機器-リスクマネ
出又は漏出する物質が及ぼす危険		に従ってリスク	ジメントの医療機器への適用
性が合理的に実行可能な限り、適切		管理が計画・実	

に低減するよう設計及び製造されていなければならない。  6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目	適用	施されていることを示す。 認知ないでは、 認知ないでは、 認知ないでは、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに	ブステント 5.3 生物学的安全性 JIS T 0993-1: 医療機器の生物学的 評価一第1部: 評価及び試験 JIS T 14971: 医療機器-リスクマネ
限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から浸出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されていなければならない。		に従ってリスク 管理が計画・実 施されているこ とを示す。	ジメントの医療機器への適用

(微生物汚染等の防止)			
第8条 医療機器及び当該医療機器 の製造工程は、患者、使用者及び第 三者(医療機器の使用にあたって第 三者に対する感染の危険性がある 場合に限る。)に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、 合理的に実行可能な限り、適切に除 去又は軽減するよう、次の各号を考 慮して設計されていなければなら ない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合する	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)
一 取扱いを容易にすること。 二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。			·
三 必要に応じ、患者、使用者及び第 三者による医療機器又は検体への 微生物汚染を防止すること。			
2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。	不適用	生物由来の物質 が組み込まれて いるものではな い。	

3 医療機器に組み込まれた非ヒト		非ヒト由来組織	/
由来の組織、細胞及び物質(以下「非		等が組み込まれ	
ヒト由来組織等」という。) は、当		ているものでは	
該非ヒト由来組織等の使用目的に		ない。	
応じて獣医学的に管理及び監視さ	(		
れた動物から採取されなければな			
らない。製造販売業者等は、非ヒト			
由来組織等を採取した動物の原産			
地に関する情報を保持し、非ヒト由			
来組織等の処理、保存、試験及び取			
扱いにおいて最高の安全性を確保			
し、かつ、ウィルスその他の感染性			
病原体対策のため、妥当性が確認さ			
れている方法を用いて、当該医療機			
器の製造工程においてそれらの除			
去又は不活性化を図ることにより			
安全性を確保しなければならない。		-	/
4 医療機器に組み込まれたヒト由	不適用	ヒト由来の組	-
来の組織、細胞及び物質(以下「ヒ		織、細胞及び物	
ト由来組織等」という。)は、適切		質を含む機器で	
な入手先から入手されたものでな		はない。	
ければならない。製造販売業者等			
は、ドナー又はヒト由来の物質の選			
択、ヒト由来組織等の処理、保存、			
試験及び取扱いにおいて最高の安			
全性を確保し、かつ、ウィルスその			
他の感染性病原体対策のため、妥当			
性が確認されている方法を用いて、			
当該医療機器の製造工程において			
それらの除去又は不活性化を図り、			
安全性を確保しなければならない。			/
5 特別な微生物学的状態にあるこ	不適用	特別な微生物学	
とを表示した医療機器は、販売時及		的状態にある機	
び製造販売業者等により指示され		器ではない。	
た条件で輸送及び保管する時に当			
該医療機器の特別な微生物学的状			
態を維持できるように設計、製造及			
び包装されていなければならない。			
6 滅菌状態で出荷される医療機器	適用	認知された規格	JIS T 3270:長期使用尿管用チュー
は、再使用が不可能である包装がな		の該当する項目	ブステント
されるよう設計及び製造されなけ		に適合している	5.4 無菌性の保証
ればならない。当該医療機器の包装		ことを示す。	
は適切な手順に従って、包装の破損			
又は開封がなされない限り、販売さ			
れた時点で無菌であり、製造販売業		認知された基準	薬事法及び採血及び供血あつせん業
者によって指示された輸送及び保		に適合し、製品	取締法の一部を改正する法律の施行
管条件の下で無菌状態が維持され、		を滅菌状態で保	に伴う医薬品、医療機器等の製造管
かつ、再使用が不可能であるように		持することを示	理及び品質管理 (GMP/QMS)
されてなければならない。		す。	に係る省令及び告示の制定及び改廃
			について (薬食監麻第 0330001 号
			平成 17 年 3 月 30 日 ) 第 4 章 第 4

			滅菌バリデーション基準
7 滅菌又は特別な微生物学的状態 にあることを表示した医療機器は、 妥当性が確認されている適切な方 法により滅菌又は特別な微生物学 的状態にするための処理が行われ	適用	認知された規格 の該当する項目 に適合している ことを示す。	JIS T 3270:長期使用尿管用チュー ブステント 5.4 無菌性の保証
た上で製造され、必要に応じて滅菌 されていなければならない。		認知された基準 に適合し、製品 を滅菌状態で保 持することを示 す。	取締法の一部を改正する法律の施行 に伴う医薬品、医療機器等の製造管
			滅菌バリデーション基準
8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	適用	要求項目を包含 する認知された 基準に適合する ことを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する 省令(平成16年厚生労働省令第169 号)
療機器の品質を落とさないよう所 定の清浄度を維持するものでなけ ればならない。使用前に滅菌を施さ	不適用	未滅菌品で供給 されるものでは ない。	,
なければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。 この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなけ			
ればならない。 10 同一又は類似製品が、滅菌及び 非滅菌の両方の状態で販売される	不適用	未滅菌品で供給 されるものでは	
場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるように しなければならない。		ない。	
(製造又は使用環境に対する配慮)			
断薬又は装置と組み合わせて使用される場合、接続系を含めたすべての組み	適用(申 請品が該 当する場 合)	認知された規格 に従ってリスク 管理が計画・実 施されているこ とを示す。	JIS T 14971 : 医療機器-リスクマネ ジメントの医療機器への適用
表示するか添付文書に明示しておかなければならない。			JIS T 3270:長期使用尿管用チュー ブステント 5.1.7 適合ガイドワイヤ
		使用に際して必 要な情報が提供 されていること	添付文書又はラベル

の危険性を最小限度に抑えるよう		ある機器ではな	
設計及び製造されていなければな		い。	
らない。可燃性物質又は爆発誘因物		<b>v</b> .0	
質に接触して使用される医療機器			
については、細心の注意を払って設			
計及び製造しなければならない。			
3 医療機器は、すべての廃棄物の安		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		一般的な医療産	
全な処理を容易にできるように設		業廃棄物であ	
計及び製造されていなければなら		り、特別な廃棄	
ない。		手続きを必要と	
		する機器ではな	
		l'o	
(測定又は診断機能に対する配慮)	<del></del>	1	
第10条 測定機能を有する医療機器		測定機能を有す	
は、その不正確性が患者に重大な悪		る機器ではな	
影響を及ぼす可能性がある場合、当		い。	
該医療機器の使用目的に照らし、十		1	
分な正確性、精度及び安定性を有す		1	
るよう、設計及び製造されていなけ		1	
ればならない。正確性の限界は、製		1	
造販売業者等によって示されなけ		1	
ればならない。	1		
2 診断用医療機器は、その使用目的	不適用	診断用機器では	
に応じ、適切な科学的及び技術的方		診断用機器では   ない。	
法に基づいて、十分な正確性、精度		1200	
及び安定性を得られるように設計		1	
及び契定性を得られるように設計 及び製造されていなければならな		1	
		Į J	
い。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、原復性、更現性及び関		1	
性、正確性、反復性、再現性及び既知の工法の関係の		1	
知の干渉要因の管理並びに検出限		1	
界に適切な注意を払わなければな	1	1	
らない。	<u> </u>		
3 診断用医療機器の性能が較正器又	不適用	診断用機器では	
は標準物質の使用に依存している	'	ない。	
場合、これらの較正器又は標準物質	1	1	
に割り当てられている値の遡及性	1	1	
は、品質管理システムを通して保証	1	1	
されなければならない。		1	
4 測定装置、モニタリング装置又は	不適用	診断用機器で	
表示装置の目盛りは、当該医療機器	1 NG/14	はない。	
の使用目的に応じ、人間工学的な観	1	1 19,70,0	
点から設計されなければならない。		1	
5 数値で表現された値については、	不適用	診断用機器で	
可能な限り標準化された一般的な	个題用		
単位を使用し、医療機器の使用者に	1	はない。	
理解されるものでなければならな	1	1	
理解されるものでなければならな い。	1	1	
 (放射線に対する防御)		<u> </u>	
「放射線に対するPJABI」			1

数 1 1 及 医结肠肌) 2 - 体图 ***		1	
第11条 医療機器は、その使用目的	不適用	放射線を照射す	
に沿って、治療及び診断のために適	1	る機器ではな	
正な水準の放射線の照射を妨げる		い。	
ことなく、患者、使用者及び第三者			
への放射線被曝が合理的、かつ適切			
に低減するよう設計、製造及び包装			. /
されていなければならない。			
2 医療機器の放射線出力について、	不適用	放射線を照射す	
医療上その有用性が放射線の照射		る機器ではな	
に伴う危険性を上回ると判断され		い。	
る特定の医療目的のために、障害発			
生の恐れ又は潜在的な危害が生じ			
る水準の可視又は不可視の放射線			
が照射されるよう設計されている			
場合においては、線量が使用者によ			
って制御できるように設計されて			
いなければならない。当該医療機器			
は、関連する可変パラメータの許容			./
される公差内で再現性が保証され			
るよう設計及び製造されていなけ			
ればならない。			
3 医療機器が、潜在的に障害発生の	不適用	放射線を照射す	
恐れのある可視又は不可視の放射		る機器ではな	
線を照射するものである場合にお		い。	
いては、必要に応じ照射を確認でき			
る視覚的表示又は聴覚的警報を具			
備していなければならない。			
4 医療機器は、意図しない二次放射	不適用	放射線を照射す	
線又は散乱線による患者、使用者及		る機器ではな	
び第三者への被曝を可能な限り軽		い。	
減するよう設計及び製造されてい			
なければならない。			
5 放射線を照射する医療機器の取扱	不適用	放射線を照射す	
説明書には、照射する放射線の性		る機器ではな	
質、患者及び使用者に対する防護手		い。	
段、誤使用の防止法並びに据付中の			
固有の危険性の排除方法について、			
詳細な情報が記載されていなけれ			
ばならない。			
6 電離放射線を照射する医療機器	不適用	電離放射線を照	
は、必要に応じ、その使用目的に照		射する機器では	
らして、照射する放射線の線量、幾		ない。	
何学的及びエネルギー分布 (又は線			
質)を変更及び制御できるよう、設			
計及び製造されなければならない。			
7 電離放射線を照射する診断用医療	不適用	電離放射線を照	
機器は、患者及び使用者の電離放射	1、地刀	財する機器では	
線の被曝を最小限に抑え、所定の診		対りる機器では   ない。	
断目的を達成するため、適切な画像		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
又は出力信号の質を高めるよう設			
計及び製造されていなければなら			
日及り表色でもしていなりもいまなり		<u> </u>	

tavo	T		
8 電離放射線を照射する治療用医療	不滋田	<b>電子にもした。2. 22</b>	
機器は、照射すべき線量、ビームの	不適用	電離放射線を照	
種類及びエネルギー並びに必要に		射する機器では	
応じ、放射線ビームのエネルギー分		ない。	
布を確実にモニタリングし、かつ制			
御できるよう設計及び製造されて			
いなければならない。			
(能動型医療機器に対する配慮)			
第12条 電子プログラムシステムを	不適用	電子プログラム	
内蔵した医療機器は、ソフトウェア		を内蔵した機器	
を含めて、その使用目的に照らし、		ではない。	
これらのシステムの再現性、信頼性			
及び性能が確保されるよう設計さ			
れていなければならない。また、シ			
ステムに一つでも故障が発生した			
場合、実行可能な限り、当該故障か			
ら派生する危険性を適切に除去又			-/
は軽減できるよう、適切な手段が講			
じられていなければならない。			
2 内部電源医療機器の電圧等の変動	不適用	内部電源を有す	
が、患者の安全に直接影響を及ぼす		る機器ではな	
場合、電力供給状況を判別する手段		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
が講じられていなければならない。			
3 外部電源医療機器で、停電が患者	不適用	外部電源に接続	
の安全に直接影響を及ぼす場合、停	, ,_,,,	する機器ではな	
電による電力供給不能を知らせる		V).	
警報システムが内蔵されていなけ			
ればならない。			
4 患者の臨床パラメータの一つ以上	不適用	臨床パラメータ	
をモニタに表示する医療機器は、患		をモニターする	
者が死亡又は重篤な健康障害につ		機器ではない。	
ながる状態に陥った場合、それを使			
用者に知らせる適切な警報システ			
ムが具備されていなければならな			
₩,			
5 医療機器は、通常の使用環境にお	不適用	電磁的妨害を発	
いて、当該医療機器又は他の製品の		生する機器では	
作動を損なう恐れのある電磁的干		ない。	
渉の発生リスクを合理的、かつ適切			
に低減するよう設計及び製造され			
ていなければならない。			
6 医療機器は、意図された方法で操	不適用	電磁的妨害を受	
作できるために、電磁的妨害に対す		ける機器ではな	
る十分な内在的耐性を維持するよ		V <sub>0</sub>	
うに設計及び製造されていなけれ			
ばならない。			
7 医療機器が製造販売業者等により	不適用	電撃リスクを受	
指示されたとおりに正常に据付け	1 VEN/11	ける機器ではな	
られ及び保守されており、通常使用		りの機能ではなり	
及び単一故障状態において、偶発的		V '0	
人・一、水洋が窓において、胸光的		L	

少(香椒 I) = 5 之 ( ) PH II PI	<del></del>	T	
な電撃リスクを可能な限り防止で			
きるよう設計及び製造されていな			
ければならない。	_		
(機械的危険性に対する配慮)			
第13条 医療機器は、動作抵抗、不	不適用	機械的危険性を	
安定性及び可動部分に関連する機	1	発生する危機で	
械的危険性から、患者及び使用者を		はない。	
防護するよう設計及び製造されて		Tara V	
いなければならない。			
2 医療機器は、振動発生が仕様上の	不適用	振動を発生する	
性能の一つである場合を除き、特に	小地用		
発生源における振動抑制のための		機器ではない。	
技術進歩や既存の技術に照らして、			
医療機器自体から発生する振動に			
起因する危険性を実行可能な限り			
最も低い水準に低減するよう設計		• •	
及び製造されていなければならな			
V O			
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の	不適用	リスクになる雑	
性能の一つである場合を除き、特に		音を発生する機	
発生源における雑音抑制のための		器ではない。	
技術進歩や既存の技術に照らして、			
医療機器自体から発生する雑音に			
起因する危険性を、可能な限り最も			
低水準に抑えるよう設計及び製造			
されていなければならない。			
4 使用者が操作しなければならない	不適用	電源等のエネル	
電気、ガス又は水圧式若しくは空圧	1 22/13	ギー源に接続す	
式のエネルギー源に接続する端末		る端末及び接続	
及び接続部は、可能性のあるすべて		部を有する機器	
の危険性が最小限に抑えられるよ		ではない。	
う、設計及び製造されていなければ		(12/21/°	
ならない。			
		State (1) State (1)	
O EXIMINATION CITATION CE	个適用	潜在的に危険な	
のできる部分(意図的に加熱又は一		温度になる機器	
定温度を維持する部分を除く。)及		ではない。	
びその周辺部は、通常の使用におい	t		
て、潜在的に危険な温度に達するこ			
とのないようにしなければならな			
l',			
(エネルギーを供給する医療機器に対す			
第14条 患者にエネルギー又は物質	不適用	エネルギー又は	
を供給する医療機器は、患者及び使		物質を患者に供	
用者の安全を保証するため、供給量		給する機器では	
の設定及び維持ができるよう設計		ない。	
及び製造されていなければならな			
l',			
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れの	不適用	エネルギー又は	
ある不適正なエネルギー又は物質	1 /6.4/17	物質を患者に供	
の供給を防止又は警告する手段が		給する機器では	
具備され、エネルギー源又は物質		がある機器では ない。	
[ 元MICAU、一小/PT (M.大は物員)	L	\dagger \dagge	

<b>②用"从源</b> 3 ≥ ∞ 2 m ≥		<del></del>	
の供給源からの危険量のエネルギ			
一や物質の偶発的な放出を可能な			
限り防止する適切な手段が講じら			
れていなければならない。			
3 医療機器には、制御器及び表示器	不適用	エネルギー又は	
の機能が明確に記されていなけれ		物質を患者に供	
ばならない。 操作に必要な指示を		給する機器では	
医療機器に表示する場合、或いは操		ない。	
作又は調整用のパラメータを視覚			
的に示す場合、これらの情報は、使			
用者(医療機器の使用にあたって患		ļ	
者の安全及び健康等に影響を及ぼ			
す場合に限り、患者も含む。) にと			
って、容易に理解できるものでなけ			
ればならない。			
(自己検査医療機器等に対する配慮)			
第15条 自己検査医療機器又は自己	不適用	自己検査医療機	
投薬医療機器(以下「自己検査医療		器又は自己投薬	· /
機器等」という。)は、それぞれの		機器ではない。	
使用者が利用可能な技能及び手段			
並びに通常生じ得る使用者の技術			
及び環境の変化の影響に配慮し、用			
途に沿って適正に操作できるよう			
に設計及び製造されていなければ			
ならない。			
2 自己検査医療機器等は、当該医療	不適用	自己検査医療機	
機器の取扱い中、検体の取扱い中		器又は自己投薬	
(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における。		機器ではない。	
び検査結果の解釈における誤使用 の危険性を可能な限り低減するよ			
うに設計及び製造されていなけれ			
ばならない。			
3 自己検査医療機器等には、合理的	不滋田	<b>卢马松木压珠</b> 機	
に可能な場合、製造販売業者等が意	不適用	自己検査医療機	
図したように機能することを、使用		器又は自己投薬	
に当たって使用者が検証できる手		機器ではない。	
順を含めておかなければならない。			
(製造業者・製造販売業者が提供する情	至		
(製造業有・製造販売業有が提供する情) 使用者には、使用者の訓練及び知識の		到かりナンナヤル	压磨器用页光儿上去。一种一
使用有には、使用有の訓練及の知識の    程度を考慮し、製造業者・製造販売業	適用	認知された規格の該火ナス原見	医療機器の添付文書の記載要領につ
住及を考慮し、穀垣乗者・穀垣販元業    者名、安全な使用法及び医療機器又は		の該当する項目	いて(薬食発第 0310003 号 平成 17
44、女主な使用伝及い医療機器又は    体外診断薬の意図した性能を確認する		に適合している	年 3 月 10 日 )
ために必要な情報が提供されなければ		ことを示す。	
はいいのである。この情報は、容易に理解で		関連する安全対	   沃什立書
ならない。この情報は、各参に理解で    きるものでなければならない。		策に関する通知	添付文書
(	IJ l		尿管ステントに係る自主点検等につ
	[	の必要な情報が 提供されている	いて (薬食審査発第0201001号及び 薬食安発第0201001号 平成17年2月
		にとを示す。	条長女発弟0201001号   平成17年2月     1日)
		ここでかり。	1 ↔ /
		長期使用尿管用	   添付文書
		チューブステン	
	L	1 - 1 / / /	

		トの推奨最長留	
		置期間を示す。	JIS T 3270:長期使用尿管用チュー
			ブステント
			7 表示
		認知された規格	TIC T 14071 医体操四 25 5
		l ·	
		に従ってリスク	ジメントの医療機器への適用
		管理が計画・実	
		施されているこ	·
		とを示す。	
(性能評価)			
第16条 医療機器の性能評価を行う	適用	認知された基準	医療機器の製造販売承認申請につい
ために収集されるすべてのデータ		に従ってデータ	て(平成17年2月16日 薬食発第
は、薬事法(昭和三十五年法律第百		が収集されたこ	0216002 号) 第 2 の 1
四十五号) その他関係法令の定める		とを示す。	3) ) 3   1
ところに従って収集されなければな			
らない。			-
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験	不適用	臨床試験を必要	
の実施の基準に関する省令 (平成十		とする機器では	
七年厚生労働省令第三十六号)に従		ない。	
って実行されなければならない。			